

議案第 4 1 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日 提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号）の一
部を次のように改正する。

別表第 1 4 中

「

備考

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）
第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関による評価の結果を記載した書類（以下「評価結果書」という。）により、法第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合していることが確認できる場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては 4 2, 0 0 0 円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。
 - (1) 1 0 0 平方メートル以下のもの 4 2, 0 0 0 円
 - (2) 1 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下のもの
1 0 2, 0 0 0 円
 - (3) 5 0 0 平方メートルを超えるもの 1 6 1, 0 0 0 円
- 2 法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第 1 3 の 1 の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。

3 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

を

備考

1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているもの（備考2において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（2の項備考において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては42,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100平方メートル以下のもの 42,000円

(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの
102,000円

(3) 500平方メートルを超えるもの 161,000円

2 登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5に示される1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2以上（ただし、限界耐力計算による場合を除く。）、3-1劣化対策等級（構造躯体等）の等級3、4-1維持管理対策等級（専用配管）の等級3、5-1断熱等性能等級の等級4を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては、併せて、4-2維持管理対策等級（共用配管）の等

等級3、4-3更新対策（共用排水管）の等級3、4-4更新対策（住戸専用部）に定められた躯体天井高2,650ミリメートル以上、9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3以上の性能を有することを証する書類の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては33,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100平方メートル以下のもの 33,000円

(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの
57,000円

(3) 500平方メートルを超えるもの 92,000円

3 法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第13の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。

4 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

に、

「

法第8条の規定に基づく
長期優良住宅建築等計画
の変更認定

ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの
1件につき

1の項の備考2及び3の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の金額の2分の1を乗じて得た額

イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの

	<p>1 件につき</p> <p>1 戸 7, 0 0 0 円</p> <p>2 戸以上 5 戸以下のもの</p> <p style="text-align: right;">1 2, 0 0 0 円</p> <p>6 戸以上 1 0 戸以下のもの</p> <p style="text-align: right;">1 9, 0 0 0 円</p>
--	---

備考

1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、評価結果書により、法第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる基準に適合していることが確認できるときの手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1 戸 4, 0 0 0 円
- (2) 2 戸以上 5 戸以下のもの 6, 0 0 0 円
- (3) 6 戸以上 1 0 戸以下のもの 8, 0 0 0 円

2 法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第 1 3 の 1 の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。

3 1 の項の備考 3 は、この場合に準用する。

を

「

<p>法第 8 条の規定に基づく 長期優良住宅建築等計画 の変更認定</p>	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの</p> <p>1 件につき</p> <p>1 の項の備考 3 及び 4 の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の金額の 2 分の 1 を乗じて得た額</p>
--	---

」

	イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの の 1 件につき 1 戸 7, 0 0 0 円 2 戸以上 5 戸以下のもの 1 2, 0 0 0 円 6 戸以上 1 0 戸以下のもの 1 9, 0 0 0 円
--	--

備考

1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されている場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1 戸 4, 0 0 0 円
- (2) 2 戸以上 5 戸以下のもの 6, 0 0 0 円
- (3) 6 戸以上 1 0 戸以下のもの 8, 0 0 0 円

2 法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第 1 3 の 1 の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。

3 1 の項の備考 4 は、この場合に準用する。

に改める。

別表第 1 7 中

2 2	その他の証明手数料	市において取り扱う一切の証明	1 通につき 2 0 0 円
-----	-----------	----------------	----------------

を

「

22	農地台帳記録事項要約書交付手数料	農地法（昭和27年法律第229号）第52条の3第1項の農地台帳に記録された事項に関する要約書の交付	1件につき200円
23	その他の証明手数料	市において取り扱う一切の証明	1通につき200円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山陽小野田市手数料徴収条例別表第14の規定は、平成27年4月1日以降に申請のあった手数料から適用し、同日前までに申請のあった手数料については、なお従前の例による。

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第14（第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第14（第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	ア 一戸建ての建築物 （専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。） 1件につき 48,000円 イ 一戸建ての建築物以外の建築物 1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの	1	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	ア 一戸建ての建築物 （専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。） 1件につき 48,000円 イ 一戸建ての建築物以外の建築物 1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの

48,000円
100平方メートル
を超え500平方メ
ートル以下のもの
114,000円
500平方メートル
を超えるもの
183,000円

備考

1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているもの（備考2において「登録住宅性能評価機関」という。）
が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（2の項備考において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては42,000円

48,000円
100平方メートル
を超え500平方メ
ートル以下のもの
114,000円
500平方メートル
を超えるもの
183,000円

備考

1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関による評価の結果を記載した書類（以下「評価結果書」という。）により、法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることが確認できる場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては42,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額

を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 100平方メートル以下のもの
42,000円
- (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの
102,000円
- (3) 500平方メートルを超えるもの
161,000円

2 登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5に示される1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2以上（ただし、限界耐力計算による場合を除く。）、3-1劣化対策等級（構造躯体等）の等級3、4-1維持管理対策等級（専用配管）

を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 100平方メートル以下のもの
42,000円
- (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの
102,000円
- (3) 500平方メートルを超えるもの
161,000円

の等級3、5-1断熱等性能等級の等級4を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては、併せて、4-2維持管理対策等級（共用配管）の等級3、4-3更新対策（共用排水管）の等級3、4-4更新対策（住戸専用部）に定められた躯体天井高2,650ミリメートル以上、9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3以上の性能を有することを証する書類の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては33,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 100平方メートル以下のもの
33,000円
- (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの

		<p><u>57,000円</u></p> <p>(3) <u>500平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>92,000円</u></p> <p>3 <u>法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第13の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</u></p> <p>4 <u>同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>			<p>2 <u>法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第13の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</u></p> <p>3 <u>同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>
2	長期優良住宅建築等計画変	<p><u>法第8条の規定に基づく長期優良住宅建</u></p>	<p><u>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの</u></p> <p><u>1件につき</u></p>	2	<p>長期優良住宅建築等計画変</p> <p><u>法第8条の規定に基づく長期優良住宅建</u></p> <p><u>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの</u></p> <p><u>1件につき</u></p>

更認定申請手数料	<u>築等計画の変更認定</u> <u>1の項の備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の金額に2分の1を乗じて得た額</u> <u>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの</u> <u>1件につき</u> <u>1戸 7,000円</u> <u>2戸以上5戸以下のもの</u> <u>12,000円</u> <u>6戸以上10戸以下のもの</u> <u>19,000円</u>
	<u>備考</u> <u>1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されて</u>

更認定申請手数料	<u>築等計画の変更認定</u> <u>1の項の備考2及び3の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の金額に2分の1を乗じて得た額</u> <u>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの</u> <u>1件につき</u> <u>1戸 7,000円</u> <u>2戸以上5戸以下のもの</u> <u>12,000円</u> <u>6戸以上10戸以下のもの</u> <u>19,000円</u>
	<u>備考</u> <u>1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、評価結果書により、</u>

いる場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸 4,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの
6,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの
8,000円

2 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第13の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。

3 1の項の備考4は、この場合に準用する。

法第6条第1項第2号及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していることが確認できるときの手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸 4,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの
6,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの
8,000円

2 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第13の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。

3 1の項の備考3は、この場合に準用する。

別表第17（第2条関係）

その他の事務

	名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>22</u>	<u>農地台帳記録 事項要約書交 付手数料</u>	<u>農地法（昭和27年法 律第229号）第52 条の3第1項の農地台 帳に記録された事項に 関する要約書の交付</u>	<u>1件につき 200円</u>
<u>23</u>	<u>その他の証明 手数料</u>	<u>市において取り扱う一 切の証明</u>	<u>1通につき 200円</u>

別表第17（第2条関係）

その他の事務

	名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>22</u>	<u>その他の証明 手数料</u>	<u>市において取り扱う一 切の証明</u>	<u>1通につき 200円</u>